

久喜市新規就農者経営発展支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示
久喜市新規就農者経営発展支援事業助成金交付要綱（令和4年久喜市告示第5
64号）の一部を次のように改正する。
様式第10号を次のように改める。

(表)

様式第10号(第10条関係)

新規就農者経営発展支援事業助成金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった事業に係る消費税仕入控除税額について、久喜市新規就農者経営発展支援事業助成金交付要綱第10条第3項(又は第10条第4項)の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 新規就農者経営発展支援事業助成金(以下「助成金」という。)の額の確定額
(年 月 日付け久 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 助成金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

(裏)

6 助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

附 則

この告示は、公布の日から施行する。